

平成22年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成21年度予算) → (平成22年度概算要求)
405,857百万円 → 437,684百万円

新待機児童ゼロ作戦に基づく待機児童解消に向けた保育所受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業や一時預かり事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの推進を図る。

1 待機児童解消に向けた保育所受入れ児童数の拡大

(1) 民間保育所運営費 362,576 百万円

- ・新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20～22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充。
- ・年度途中入所児童について、当該年度4月初日時点の年齢による単価を適用し、クラス編成の実態との整合性を図る
- ・栄養士の協力を得て、低年齢児の栄養管理や食事支援を行う場合の食育推進加算の創設
- ・看護師の協力を得て、児童の保護者に対する感染症予防等の児童の健康面での相談や保育士等の職員に対して講習会を行う場合の健康管理加算の創設

(2) 待機児童解消促進等事業費 3,681 百万円

- ・家庭的保育事業
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業 等

(3) 保育環境改善等事業 253 百万円

保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育サービスの提供等

(1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金) 44,000 百万円

- ・延長保育促進事業
通勤時間の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。
- ・家庭支援推進保育事業
- ・へき地保育所費
- ・地域の特性等を踏まえた保育サービスの充実強化事業【新規】
保育サービスの充実強化を図るため、市町村において現状把握や地域の実情等に応じた課題の考察を行い、効果的・効率的な保育サービスの提供につなげるための取組を支援する。

(2) 家庭的保育事業（再掲） **3,520 百万円**

新待機児童ゼロ作戦に基づき多様な保育ニーズに応えるため、平成22年4月に施行する改正児童福祉法に位置づけられた家庭的保育事業を推進する。
利用児童数 5,000人 → 10,000人

(3) 一時預かり等事業 **4,280 百万円**

保護者の疾病や災害等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援である一時預かり及び保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

- ・一時預かり事業(保育所型) 7,610 か所 → 9,258 か所
- ・一時預かり事業(地域密着型) 126 か所 → 258 か所
- ・特定保育事業 1,890 か所 → 1,890 か所

(4) 休日・夜間保育事業 **843 百万円**

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

1,310か所 → 1,413 か所

(5) 病児・病後児保育事業 **3,653 百万円**

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う病児・病後児保育事業を推進する。

1,500か所 → 1,936 か所

(6) 地域子育て支援拠点事業 **11,188 百万円**

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。また、「ひろば型」又は「センター型」へ移行していない「センター型のうち小規模型指定施設」については、引き続き移行を目指しつつ、一定の条件を検討のうえ平成22年度においても事業実施の経過措置を延長することとする。

7,100 か所 → 7,700か所

(7) その他の保育サービスの充実 **7,209 百万円**

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)において、各都道府県に設置された「安心こども基金」(総額2,500億円)により、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐぐむ取組等すべての子ども・家庭への支援等を実施することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図っているところである。

平成22年度児童健全育成対策関係概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

(平成21年度予算額)

(平成22年度概算要求額)

291,756百万円 → 294,930百万円

1. 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

28,103百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続き、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 23,316百万円

- 放課後児童健全育成事業費
・ か所数 24,153か所 → 27,793か所

(2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 4,618百万円

- 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】
 - ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。
か所数 394か所 → 428か所
- 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】
 - ・ 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設（学校の余裕教室等）を改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修を促進する。
 - ・ 設備費について、既存の放課後児童クラブの設備の更新、追加的な備品購入も補助対象とする。

(参 考)

- ・ 平成20年度第2次補正予算に計上された「安心こども基金（1,000億円）」に、小学校等の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を計上
- ・ 平成21年度補正予算に計上された「安心こども基金（1,500億円）」に、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援及び放課後児童指導員の資質向上を図るための支援等に要する経費を計上（地域子育て創生事業）

- (3) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 169百万円
両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、指導者（員）研修を実施する。

2. 放課後等の子どもの遊び場づくりの推進

- 児童館、児童センターの整備 910百万円
- ・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした児童館、児童センターの整備を促進する。

3. 地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の充実

- (1) 地域における子育て支援拠点の拡充 11,188百万円
- ・ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置を促進する。
7,100 か所 → 7,700 か所
- (2) 民間児童厚生施設等の活動の推進 1,247百万円
- ① 児童館、児童センター等の活動の推進
- ・ 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。
- ② 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進
- ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を活用した事業を実施する。
- (3) 地域における児童健全育成の体制づくりの推進（新規事業） 50百万円
- ・ 児童館が中心となり、地域の様々な指導者及び関係機関との連携・協力体制を築き、子どもを健やかに育む体制づくりを支援する。
- (4) 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援 180百万円
- ・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子・高齢者との交流活動、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主的グループへの支援を行う。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 123百万円

- ・ すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会い・ふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。
また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。

(6) 子どもの健全育成、次世代育成支援等に資する特色のある取組への支援 900百万円

- ・ 各都道府県、市町村における子どもの健全育成や次世代育成支援等に資する先駆的な事業や全国的に新たな事業展開が期待できる取組等について、単年度を原則として支援【定額10／10相当補助】する。

4. 児童手当国庫負担金

249,256百万円

○ 児童手当の内容（現行どおり）

- ・ 支給対象：小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで）
- ・ 支給月額：0歳から3歳未満 一律 10,000円
3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 5,000円
第3子以降 10,000円

平成22年度母子保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成21年度予算) (平成22年度概算要求)
19,784百万円 → 24,205百万円

1 総合的な母子保健医療対策の充実

8,168百万円

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金))

(1) 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院において人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(2) 妊産婦ケアセンター運営事業の実施

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する「妊産婦ケアセンター」に対して運営費の一部を補助する。

(3) 不妊治療に対する支援

体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成する(1回あたり15万円を年2回まで)とともに、不妊専門相談センター事業を実施する。

2 小児慢性特定疾患対策の推進

11,464百万円

小児がんなどを対象とする小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

3 未熟児養育医療等

3,323百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。